

第 35 回社会保障審議会介護保険部会が 10 月 28 日（木）14 時から 17 時までホテルフロラシオン青山で開催された。

今回の議事は、「1 介護保険制度の見直しに向け、さらに議論が必要な論点について」及び「2 「24 時間地域巡回型訪問サービスの在り方検討会」中間とりまとめについて」であった。

はじめに、これまでの議論を踏まえ、さらに議論が必要な論点として 9 項目（資料 1～2 頁）について厚生労働省から説明が行われた。

■利用者負担について

- ・高所得者の利用者負担の引き上げ
- ・居宅介護支援・介護予防支援（ケアプランの作成）に対する利用者負担の導入
- ・補足給付について、世帯の負担能力や保有する資産などを考慮する仕組み
- ・多床室の入所者の室料負担

■軽度者に対する給付について

- ・軽度者の利用者負担の引き上げ
- ・軽度者に対する生活援助サービスなど給付の縮小

■保険料負担について

- ・第 2 号被保険者加入者の総報酬制の導入

■被保険者範囲について

- ・被保険者範囲の 40 歳未満の者への拡大

■公費負担の引き上げについて

- ・公費負担割合の 6 割への引き上げ、調整交付金の外枠化、補足給付の公費負担化、地域支援事業の公費負担化

これらの論点に対し、委員からはそれぞれの立場から意見や発言があり、主なものは次のとおりである。

- ・高所得者の利用者負担の引き上げについては、高所得者の範囲が分からない。
- ・ケアマネジメントに対する利用者負担の導入については、ケアマネジメントは介護保険制度の根幹であり、利用者負担の抑制につながるなど多くの弊害があり、反対という意見が多くあった。
- ・補足給付における資産要件については、資産の把握が難しい。
- ・多床室の室料については、慎重な対応が必要。
- ・軽度者の負担の引き上げ、生活援助サービスの縮小については、反対の意見が多くみられた。
- ・第 2 号被保険者加入者の総報酬制の導入については、現行の制度では負担と給付を考えた場合に給付が少ないことから、総報酬制を導入して負担を求めることは難しい。
- ・公費負担の引き上げについては、これまで「ペイアズユーゴー原則」をもとに財源をど

うするか検討してきたが、財政運営の基本ルールでは、社会保障費のような構造的に増加する経費に対しては、歳入・歳出の両面にわたる改革を通じて、安定的な財源を確保していくものとなっている。財源の確保については政治の責任である。

・今後議論を進めるためには、論点にあがった事項についてどの程度の費用が必要か、削減できるかなど金額の試算をお願いしたい。

委員から別紙資料（添付）として意見等が出されているので、参照ください。

（参考～「財政運営戦略」平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）

2. 財政運営の基本ルール

各年度の予算編成及び税制改正は、以下の基本ルールを踏まえて行うものとする。

（1）財源確保ルール（「ペイアズユーゴー原則」）

歳出増又は歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、原則として、恒久的な歳出削減又は恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保するものとする。

（2）（省略）

（3）構造的な財政支出に対する財源確保年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費に対しては、歳入・歳出の両面にわたる改革を通じて、安定的な財源を確保していくものとする。

「24 時間地域巡回型訪問サービスの在り方検討会」中間とりまとめについては、同検討会の座長である堀田 力（公益財団法人さわやか福祉財団理事長）から資料（中間とりまとめ概要）に沿って報告が行われた。

「単身・重度の要介護者」であっても、住みなれた地域で、「尊厳と個性」が尊重された生活を継続することができるような社会環境の整備を最終的な目標としている。今後、さらに詰めるところもあるが 23 年 1 月には最終報告をまとめたい。

委員からは次のような発言があった。

- ・費用対効果の面でどうか。かなりの報酬が必要ではないか。
- ・認知症を有する者に難しいのではないか。職員の確保など不安な要素もある。
- ・随時のコールに対応するためにはオペレーターが重要となるがミスジャッジの場合の責任はどうか。
- ・本当にできるのかという発言とやってみようとする精神が大切だという応援発言もみられた。

次回は、11 月 19 日に開催される予定である。